

## 青森県土地開発公社職員募集要項（社会人枠・事務職）の応募資格に関するQ & A

### Q 1 民間企業等における職務経験とはどのようなものが対象となるのですか。

A 1 職務経験として対象となるものは、民間企業のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人（一般財団法人、一般社団法人、NPO法人等）等、雇用関係が成立する組織、個人を広く含むほか、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含まれます。

なお、ボランティアは職務経験として認めませんが、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する青年海外協力隊や日系社会青年ボランティア等は対象とします。

いずれの場合も、週29時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験が該当します。

### Q 2 職務経験にアルバイトやパート等の経験は含まれますか。

A 2 アルバイト、パート、派遣社員、契約社員等の雇用形態は問いません。週29時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験が該当します。

### Q 3 出向により別の民間企業等に勤務した期間は通算できますか。

A 3 元の会社籍を置いたままの出向であれば、元の会社での職務経験として出向先の在籍期間を含めて通算できます。退職出向等、一度退職している場合は、元の会社の職務経験期間には通算できません。

### Q 4 会社名が変更（合併を含む）となったが、勤務した期間は通算できますか。

A 4 会社名が変更されても、その会社が元は同一であり、継続して勤務している場合は通算できます。この場合は、最終合格後に、前歴証明書により証明する必要があります。

### Q 5 病気休暇や育児休業を取得した場合、この期間は職務経験に通算されますか。

A 5 連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算されません。

したがって、連続して1か月を超えて取得した病気休暇や育児休業の期間は、職務経験に含まれません。

（例1）4月1日入社、翌年5月31日退社、7月1日～8月15日病気休暇の場合  
「2月」分は除算し、「12月」分と算定し、職務経験期間「1年」

（例2）4月1日入社、翌年3月31日退社、9月1日～10月31日病気休暇の場合  
「2月」分は除算し、「10月」分と算定し、職務経験期間「0年」

### Q 6 月の途中に従事した（退職した）期間はどのように通算されますか。

A 6 職務経験の期間は、月単位で通算します。職務経験期間が1月未満の場合は、これを切り捨てて、月単位で合算します。

(例1) 4月15日入社、翌年3月15日退社の場合

4月及び3月はいずれも1月に満たないため、「10月」と算定し、職務経験期間「0年」（1年以上継続していない。）

(例2) 複数の職歴がある場合

職歴① 平成26年4月1日～平成29年6月15日

職務経験期間「3年2月」

職歴② 平成29年6月16日～平成29年12月31日

職務経験期間「0年」（1年以上継続していない）

職歴③ 平成30年7月16日～令和3年4月30日

職務経験期間「2年9月」

よって、職務経験期間は、職歴①+職歴③＝5年11月となります。

**Q 7 以前勤めていた会社が倒産して前歴証明書が提出できない場合はどうすればよいですか。**

A 7 雇用保険受給資格者証等、在職していたことがわかる書類及び申立書（指定様式）を提出していただきます。

**Q 8 自営業者の場合、前歴証明書はどのように提出すればよいですか。**

A 8 職歴等を客観的に証明できる書類（確定申告書等）及び申立書（指定様式）を提出していただきます。

**Q 9 高等学校卒業で職務経験が5年ですが、受験できますか。**

A 9 募集要項に記載している応募資格を満たしていれば受験できます